

令和 8 年 2 月 2 日

お客さま 各位

北見信用金庫

各種預金規定の改定について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」対応の一環として、当金庫の手形・小切手の振り出しは令和8年9月30日（水）を最終期限とし、最終期限後に振り出した手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。また、他行を支払人または支払場所とする手形・小切手等の預金入金は令和8年9月30日（水）の最終受付期限をもって終了いたします。

これに伴い、下記のとおり各種預金規定を改定いたしますので、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、改定日前にご契約いただいたお客様にも、改定後の規定が適用されますので、ご了承願います。

記

1. 改定日

2026（令和8）年10月1日（木）

2. 改定対象

「当座預金規定」

- ①他行を支払人および支払場所とする手形・小切手等は受け入れません。
- ②令和8年9月30日を超えて振り出した当金庫の手形・小切手は当座勘定から支払いません。

「普通預金規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定・定期預金規定・定期積金規定」

他行を支払人および支払場所とする手形・小切手等は受け入れません。

「代金取立規定」

令和8年9月30日を超えて振り出した当金庫の手形・小切手は取扱いをいたしません。

※ 改定後の内容につきましては、次ページ以降をご参照願います。

当座勘定規定

・「当座勘定」（当座預金）のお取引については、本規定によりお取扱いいたします。

- | | | |
|---------------|-------|-----|
| 1. 当座勘定規定 | …………… | P 1 |
| 2. 手形用法・小切手用法 | …………… | P 6 |

北見信用金庫

(令和8年2月2日公表)

第1条（当座勘定への受入れ）

- ① 当座勘定には、現金のほか、手形・小切手・利札・郵便為替証書・配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- ② 手形要件・小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条（証券類の受入れ）

- ① 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで支払資金とします。

第3条（本人振込み）

- ① 当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払い資金としません。
- ② 当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条（第三者振込み）

- ① 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- ② 第三者が当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

第5条（受入証券類の不渡り）

- ① 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありたいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- ② 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

第6条（手形・小切手の金額の取扱い）

手形・小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条（手形・小切手等の支払）

- ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
- ② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
- ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。
- ④ 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。

第8条（手形・小切手用紙）

- ① 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。

- ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ、令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。
- ③ 前1項および前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。
- ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。
- ⑤ 手形用紙、小切手用紙は令和8年6月30日をもって発行受付を終了いたします。
- ⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- ⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条（支払の範囲）

- ① 呈示された手形・小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
- ② 呈示された手形・小切手は、提示日の15時までに当座勘定に受入または振り込まれた資金により支払します。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ③ 手形・小切手の金額の一部支払はしません。

第10条（支払の選択）

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第11条（過振り）

- ① 第9条の第1項にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて手形、小切手の支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- ② 前項の不足金に対する損害金の割合は年12.75%(年365日の日割計算)とし、当金庫所定の方法によって計算します。
- ③ 第1項により当金庫が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- ④ 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当金庫は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- ⑤ 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条（手数料等の引落し）

- ① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続きをしてください。

第13条（支払保証）

小切手の支払保証はしません。

第14条（印鑑等の届出）

- ① 当座勘定の取引に使用する印鑑は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- ② 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届出てください。

第15条（届出事項の変更）

- ① 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当金庫所定の方法によって取引店に届出てください。
- ② 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ③ 届出のあった氏名、住所に宛てて当金庫が通知または送付書類を発送した場合は、預金者が通知または送付書類を受領しないなど、責任を負わなければならない事由により延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- ④ 当座勘定の開設の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。当座勘定の開設後も、この預金の取引にあたり、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当金庫が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

第16条（成年後見人等の届出）

- ① 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。

- ② 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- ③ すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監査人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- ④ 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- ⑤ 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第17条（印鑑照合等）

- ① 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ② 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- ③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第18条（振出日、受取人記載もれの手形・小切手）

- ① 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払を拒絶することができるものとします。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第19条（線引小切手の取扱い）

- ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払を拒絶することがあります。
- ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

第20条（自己取引手形等の取扱い）

- ① 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。
- ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第21条（利息）

当座預金には利息をつけません。

第22条（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。

第23条（譲渡・質入れ禁止）

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第24条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第26条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第25条（取引の制限等）

- ① 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- ② 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- ③ 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- ④ 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第26条（解約）

- ① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。
- ② 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所に宛てて発信したときに解約されたものとします。
1. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 2. 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第25条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
 3. 第25条第1項から第3項に定める取引等の制限にかかる事象が1年以上に亘って解消されない場合
 4. 前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- ③ 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知することによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 2. 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- ④ 当金庫が解約の通知を届出の氏名、住所に宛てて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第27条（取引終了後の処理）

- ① この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当金庫はその支払い義務を負いません。
- ② 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第28条（手形交換所規則による取扱い）

- ① この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- ② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- ③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第29条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- ① この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- ② 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
1. 相殺通知は書面によるものとします。
 2. 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 3. 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 4. 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- ③ 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- ④ 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- ⑤ 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第30条（規定の変更）

- ① この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- ② 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(令和8年10月1日現在)

手形用法・小切手用法

《手形用法》

1. 約束手形用法

- (1). この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- (2). 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
- (3). 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
- (4). ①. 金額は所定の金額欄に記入してください。
②. 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3、・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終始符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
③. 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
④. 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- (5). 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名に重なることがないようにしてください。
- (6). 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。
- (7). 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙により直ちに届出てください。
- (8). 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

2. 為替手形用法

- (1). この手形用紙を用紙のままに他人に譲り渡すことはしないでください。
- (2). 手形のお振出しにあたっては、支払人（引受人）が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
- (3). 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日などを明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
- (4). 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
- (5). ①. 金額は所定の金額欄に記入してください。
②. 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3、・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終始符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
③. 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
④. 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- (6). 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名に重なることがないようにしてください。
- (7). 当店を支払い場所とする手形のお引き受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には、当店へお届けのご印章を使用してください。
- (8). 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。
- (9). 手形用紙は大切に保管してください。万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙により直ちに届出てください。
- (10). 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

《 小 切 手 用 法 》

- この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うこととなりますからご承知おきください。なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
- 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記用具を使用してください。
- ①. 金額は所定の金額欄に記入してください。
②. 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3、・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終始符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
③. 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧記入してください。
④. 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときには、訂正箇所にお届印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金融機関名に重なることがないようにしてください。
- 小切手用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアバンド）などの余白部分は使用しないでください。
- 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当金庫所定の用紙により直ちに届出てください。
- 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

【 金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 】

	使用する漢数字			
1	壹	壺	弍	
2	弍	式	貳	貳
3	参	參		
4	四	泗	肆	
5	五	伍		
6	六	陸		
7	七	漆	質	
8	八	捌		
9	九	玖		
10	拾	什		
100	百	陌	佰	

〔 その他 〕 金、円、圓（円の異体字）、億

※ お取扱い上の誤り防止等のため、左記表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

1,000	千	仟	阡	
10,000	万	萬		

以 上
(令和8年10月1日現在)

普通預金規定

- ・「普通預金」のお取引については、本規定によりお取扱いいたします。
- ・「総合口座」のお取引については、本規定のほか、別に定める「総合口座取引規定」「定期預金規定集」によりお取扱いいたします。
- ・「キャッシュカード」のご利用については、別に定める「キャッシュカード規定集」によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和8年2月2日公表)

1. (取扱店の範囲)

- (1). 普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」といいます。）口座は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、当金庫所定の印鑑照合ができるものにかぎります。
なお、当金庫の現金自動預金支払機（以下「自動機」といいます。）による預入れについては、1回あたりの預入れ金額はその自動機に表示された範囲内とし、自動機が現金を確認したうえで受入れの手続きをします。
- (2). この預金口座は、キャッシュカード（以下「カード」といいます。）によるご利用もできます。この場合、別に定める「キャッシュカード利用規定」により取扱います。

2. (証券類の受入れ)

- (1). この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- (2). 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3). 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4). 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5). 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1). この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2). この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1). 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2). 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3). 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1). この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2). 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3). この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- (4). 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (利息)

- (1). 普通預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れ

ます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

無利息型普通預金には利息をつけません。

- (2). 普通預金を無利息型普通預金に変更した場合、未払いの普通預金利息については、当金庫所定の日にその利息を清算し、変更後の無利息型普通預金口座に入金します。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1). 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、在留資格および在留期間、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2). 前項の印章、名称、住所、在留資格および在留期間、その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3). 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4). 預金口座の開設等の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

8. (成年後見人等の届出)

- (1). 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2). 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3). すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4). 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によってお届けください。
- (5). 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いました。例えば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第10条により補てんを請求することができます。

10. (盗難通帳による払戻し等)

- (1). 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①. 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ②. 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③. 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2). 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を第9条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3). 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4). 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ①. 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

- C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②. 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたはこれに付随して行われたこと
- (5). 当金庫が該当預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6). 当金庫が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7). 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

11. (譲渡、質入れの禁止)

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

12. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第14条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

13. (取引の制限等)

- (1). 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2). 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3). 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4). 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

14. (解約等)

- (1). この預金口座を解約する場合には、通帳（カードを発行している場合はカードとも）を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2). 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①. この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ②. この預金の預金者が第11条に違反した場合
- ③. この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④. この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑤. 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第13条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
- ⑥. 第13条第1項から第3項に定める取引等の制限に係わる事象が1年以上に亘って解消されない場合
- ⑦. 前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (3). 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ①. 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②. 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団

- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③. 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4). 前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、預金者が通知または送付書類を受領しないなど、責任を負わなければならない事由により延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1). この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2). 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

- ①. 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②. 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ③. 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3). 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4). 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5). 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (規定の変更)

(1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2). 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(令和8年10月1日現在)

貯蓄預金規定

- ・「貯蓄預金」のお取引については、本規定によりお取扱いいたします。
- ・「キャッシュカード」のご利用については、別に定める「キャッシュカード規定集」によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和8年2月2日公表)

1. (取扱店の範囲)

- (1). 貯蓄預金（以下「この預金」といいます。）口座は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、当金庫所定の印鑑照合ができるものにかぎりです。
なお、当金庫の現金自動預金支払機（以下「自動機」といいます。）による預入れについては、1回あたりの預入れ金額はその自動機に表示された範囲内とし、自動機が現金を確認したうえで受入れの手続きをします。
- (2). この預金口座は、キャッシュカード（以下「カード」といいます。）によるご利用もできます。この場合、別に定めるキャッシュカード利用規定により取扱います。

2. (証券類の受入れ)

- (1). この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- (2). 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地は、あらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3). 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4). 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5). 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1). この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2). この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1). 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2). 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3). 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1). この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2). 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

6. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。

また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。以下同じ。）1,000円以上について付利単位を1円として、その残高に応じた店頭表示の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1). この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所、在留資格および在留期間、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2). 前項の印章、氏名、住所、在留資格および在留期間、その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3). この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4). 預金口座の開設等の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

9. (成年後見人等の届出)

- (1). 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2). 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3). すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4). 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によってお届けください。
- (5). 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いました。例えば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第11条により補てんを請求することができます。

11. (盗難通帳による払戻し等)

- (1). 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①. 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ②. 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③. 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2). 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を第10条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3). 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4). 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ①. 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②. 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5). 当金庫が該当預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6). 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7). 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12. (譲渡、質入れの禁止)

この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第15条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14. (取引の制限等)

- (1). 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2). 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3). 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4). 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

15. (解約等)

- (1). この預金口座を解約する場合には、この通帳(カードを発行している場合はカードとも)を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2). 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①. この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②. この預金の預金者が第12条に違反した場合
 - ③. この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤. 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第14条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
 - ⑥. 第14条第1項から第3項に定める取引等の制限に係わる事象が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑦. 前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (3). 前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (4). 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ①. 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②. 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員

- C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③. 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

16. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、預金者が通知または送付書類を受領しないなど、責任を負わなければならない事由により延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1). この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2). 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ①. 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②. 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当します。
 - ③. 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3). 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4). 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5). 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (規定の変更)

- (1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2). 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(令和8年10月1日現在)

納税準備預金規定

- 「納税準備預金」のお取引については、本規定によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和8年2月2日公表)

1. (預金の目的、預入れ)

この預金は、国税または地方税（以下「租税」という）納付の準備のためのもので、当店でいつでも預入れができます。

2. (証券類の受入れ)

- この預金口座には、現金のほか手形、小切手、配当金領収証その他の証券類で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるときはその手続きを済ませてください。
- 手形小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- 証券類は、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は通帳の適要欄に記載します。
- 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を納税準備預金元帳から引落とし、その証券類は、当店で返却します。
- 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

5. (預金の払戻し)

- この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないと認めたときは、租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。
- 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- 租税納付のために、この預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合に、その総額が残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

6. (利息)

- この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
- 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合および第10条第2項の規定によりこの預金を解約した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。
- 前2項の利率は、金融情勢の変化に応じて変更します。
- この利息には、第2項の場合を除き所得税はかかりません。

7. (納税貯蓄組合法による特例)

この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」という。）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。

- ①. 納税貯蓄組合預金は第5条1項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- ②. 租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第6条2項の場合と同様に普通預金利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。

8.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

9.（取引の制限等）

- (1). 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2). 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3). 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4). 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

10.（預金の解約）

- (1). この預金口座を解約する場合には、通帳持参のうえ当店に申し出てください。
- (2). 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①. この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②. この預金の預金者が第16条に違反した場合
 - ③. この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④. この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤. 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第9条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
 - ⑥. 第9条第1項から第3項に定める取引等の制限に係わる事象が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑦. 前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (3). 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①. 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②. 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③. 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

11. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1). 通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所、在留資格および在留期間、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2). 前項の印章、名称、住所、在留資格および在留期間、その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3). 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4). 預金口座の開設等の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

12. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、預金者が通知または送付書類を受領しないなど、責任を負わなければならない事由により延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

13. (成年後見人等の届出)

- (1). 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合は、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2). 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3). すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4). 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によってお届けください。
- (5). 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いました。例えば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

15. (盗難通帳による払戻し等)

- (1). 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①. 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ②. 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③. 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2). 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3). 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4). 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ①. 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当すること

- A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が被害状況についての当金庫に対する説明において重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②. 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5). 当金庫が該当預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6). 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7). 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

16. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1). この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2). 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- ①. 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②. 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③. 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3). 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4). 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5). 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (規定の変更)

- (1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2). 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(令和8年10月1日現在)

定期預金規定集

- ・「定期預金」のお取引については、本規定集によりお取扱いいたします。
- ・「総合口座」のお取引については、本規定集のほか、別に定める「普通預金規定」「総合口座取引規定」によりお取扱いいたします。

1. 共通規定	P 1
2. 期日指定定期預金規定	P 4
3. 自由金利型定期預金【M型】規定（スーパー定期）	P 5
4. 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	P 7
5. 変動金利定期預金規定	P 9

北見信用金庫

(令和8年2月2日公表)

共通規定

1. (証券類の受入れ)

- (1). 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- (2). 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、次のとおり取扱い、預入れの際にお渡しした通帳または証書記載の取扱店で返却します。
 - ①. 通帳式の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、返却します。
 - ②. 証書式の場合は証書と引換えに、返却します。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第4条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に預入することができ、第4条第5項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3. (取引の制限等)

- (1). 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2). 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3). 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4). 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1). 当金庫がやむをえないものと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2). この預金を解約または書替継続するときは、次のとおりとします。
 - ①. 通帳式の場合
当金庫所定の預金・積金解約依頼書兼払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください

い。

②. 証書式の場合

証書の受取欄または預金・積金解約依頼書兼払戻請求書に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください。

- (3). 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。

この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。

- (4). 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知が届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ①. この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ②. この預金の預金者が第9条に違反した場合
- ③. この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④. この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑤. 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項および第3条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
- ⑥. 第3条第1項から第3項に定める取引等の制限に係わる事象が1年以上に亘って解消されない場合
- ⑦. 前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合

- (5). 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ①. 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②. 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③. 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

5. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)

- (1). 通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所留資格および在留期間、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届出てください。
- (2). 前項の印章、名称、住所、住所留資格および在留期間、その他届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3). 通帳、証書または印章を失った場合の定期預金の元金の支払い、通帳、証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
なお、通帳または証書の再発行の際には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- (4). 届出のあった氏名、住所に宛てて当金庫が通知または送付書類を送付した場合は、預金者が通知または送付書類を受領しないなど、責任を負わなければならない事由により延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (5). 預金口座の開設等の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

6. (成年後見人等の届出)

- (1). 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事

項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。

- (2). 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3).すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4). 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によってお届けください。
- (5). 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

預金・積金解約依頼書兼払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳または証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. (盗難通帳、証書による払戻し等)

(1). 盗取された通帳または証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し（以下本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①. 通帳または証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ②. 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③. 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2). 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3). 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳または証書が盗取された日（通帳または証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳または証書を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4). 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

- ①. 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②. 通帳または証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5). 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

また、預金者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6). 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7). 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳または証書を用いて不正な解約または書替継続による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

(1). この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2). 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1). この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
- なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を保証するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2). 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ①. 相殺通知は書面によるものとし、次のとおりとします。
- A. 通帳式の場合
- 当金庫所定の預金・積金解約依頼書兼払戻請求書に届出印を押印し通帳とともに、通知と同時に当金庫に提出してください。
- B. 証書式の場合
- 証書の受取欄または預金・積金解約依頼書兼払戻請求書に届出印を押印し、通知と同時に当金庫に提出してください。
- ②. 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充當の順序方法を指定してください。
- ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③. 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
- ④. 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3). 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①. この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②. 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。
- また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4). 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5). 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. (規定の変更)

- (1). この規定集の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2). 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(令和8年10月1日現在)

期日指定定期預金規定

1. (預金の支払い時期等)

(1). この預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。

①. 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳または証書記載の据置期限。自動継続で継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。

この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。この一部について満期日を指定した預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の預金・積金解約依頼書兼払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに取扱店に提出してください。

②. 満期日の指定がないとき（次項の満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。

この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

(2). 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

2. (自動継続の場合の取扱い)

(1). この預金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前記1. (2). により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

(2). この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3). 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときは、その最長預入期限）までにその旨を通帳または証書記載の取扱店に申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

3. (利息)

(1). この預金の利息は、解約時(継続するときは継続時)に預入日から満期日（継続するときは最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率により1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、自動継続のときの利息はあらかじめ指定された方法により、指定口座へ入金するか、または元金に組入れます。

①. 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率

②. 2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

(2). 継続後の預金の利息についても、前記2. (2). の利率により前項と同様の方法で計算します。

(3). 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。

(4). この預金を前記「共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合、および前記「共通規定」第4条第4項の規定により解約する場合の利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）により1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①. 6か月未満 2年以上利率×15%または解約日の普通預金利率の何れか低い方

②. 6か月以上1年未満 2年以上利率×20%

③. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×25%

④. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×30%

⑤. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×45%

⑥. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×60%

(5). この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

以上

(令和7年7月1日現在)

自由金利型定期預金【M型】規定（スーパー定期）

1. (預金の支払い時期等)

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (自動継続の場合の取扱い)

- (1). この預金は、満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金【M型】に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2). この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3). 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日、以下同じ）までに取扱店へその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利息)

- (1). この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については、前記2. (2). の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ①. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間払利率（継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間払日以後に支払います。
なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金【M型】」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ②. 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①. にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後に支払います。
 - ③. 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日以後に支払います。
- (2). この預金を自動継続としたときの利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ①. 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金および預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ②. 自由金利型2年定期預金【M型】の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A. 預金口座へ振替える場合には、中間払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間払日にその自由金利型2年定期預金【M型】と満期日を同一にする自由金利型定期預金【M型】（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間払日における店頭表示の利率を適用します。
満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型定期預金【M型】に継続します。
 - ③. 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座に入金します。
また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ④. 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
 - (3). この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (4). この預金を前記「共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合、および前記「共通規定」第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に

応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

この場合、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

また、預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合の利息は、6か月複利の方法により計算します。

①. 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 約定利率×20%または解約日の普通預金利率の何れか低い方
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%

②. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 約定利率×15%または解約日の普通預金利率の何れか低い方
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×25%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×45%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×60%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×70%

③. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 約定利率×10%または解約日の普通預金利率の何れか低い方
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×15%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×25%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×40%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×45%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×60%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×70%

④. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 約定利率×10%または解約日の普通預金利率の何れか低い方
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×15%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×25%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×30%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×45%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×70%

(5). この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4. (中間利息定期預金)

中間利息定期預金については次のとおり取扱います。

- ①. 中間利息定期預金の利息計算については、前記3.の規定を準用します。
- ②. 中間利息定期預金の内容については別途通知します。
- ③. 中間利息定期預金のみ解約はできません。
- ④. 通帳式の場合には、中間利息定期預金については、通帳に記載しないこととします。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください。

- ⑤. 証書式の場合には、中間利息定期預金については、預金証書を発行しないこととします。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して証

書とともに取扱店に提出してください。

以 上
(令和7年7月1日現在)

自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

1. (預金の支払い時期等)

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (自動継続の場合の取扱い)

- (1). この預金は、満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2). この預金の継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3). 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日、以下同じ）までにその旨を通帳または証書記載の取扱店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利息)

- (1). この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については、前記2. (2). の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ①. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間払日」とし、預入日または前回の中間払日からその中間払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間払利率（継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間払日以後に支払います。
 - ②. 中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日以後に支払います。
- (2). この預金を自動継続としたときの利息の支払いは、次のとおり取扱います。
 - ①. 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ②. 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間払日に指定口座へ入金します。
また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③. 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
 - (3). この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - (4). この預金を前記「共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合、および前記「共通規定」第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

この場合、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ①. 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満 約定利率×20%または解約日の普通預金利率の何れか低い方
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%
 - C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
 - D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
 - E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
 - F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- ②. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A. 6か月未満 約定利率×15%または解約日の普通預金利率の何れか低い方
 - B. 6か月以上1年未満 約定利率×20%

- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×25%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×45%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×60%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×70%

③. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 約定利率×10%または解約日の普通預金利率の何れか低い方
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×15%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×20%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×25%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×40%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×45%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×60%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×70%

④. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 約定利率×10%または解約日の普通預金利率の何れか低い方
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×15%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×20%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×25%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×30%
- G. 3年以上4年未満 約定利率×45%
- H. 4年以上5年未満 約定利率×70%

(5). この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

以 上
(令和7年7月1日現在)

変動金利定期預金規定

1. (預金の支払い時期等)

この預金は、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (自動継続の取扱い)

- (1). この預金は、満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2). この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とした場合の預入金額により適用する自由金利型定期預金または自由金利型定期預金【M型】の店頭表示の利率にこの預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

- (3). 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日、以下同じ）までに取扱店へその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその満期日、以下同じ）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日として、前記2. (2). に準じます。

4. (利息)

- (1). この預金の利息は、預入日から満期日までの前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

- ①. 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および通帳または証書記載の中間利払利率（前記3. により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座に入金します。
- ②. 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（前記3. により利率を変更したときは変更後の利率。継続後の預金については前記2. (2). の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた残額（以下「満期払利息」という。）を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ③. この預金のうち、預入日の3年後の応当日を満期日とした複利型の場合のその利息は、前記①. ②. にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ④. 自動継続の満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

なお、満期日に指定口座に利息を入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。

- (2). 満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (3). この預金を前記「共通規定」第4条第1項により満期日前に解約する場合、および前記「共通規定」第4条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

- ①. 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）の6か月後の応当日の前日まで解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- ②. 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合には各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合

- a. 6か月未満 約定利率×20%または解約日の普通預金利率の何れか低い方
- b. 6か月以上1年未満 約定利率×30%

- c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月未満 約定利率×15%または解約日の普通預金利率の何れか低い方
- b. 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×25%
- d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%
- e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×45%
- f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×60%

③. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- a. 6か月未満 約定利率×15%または解約日の普通預金利率の何れか低い方
- b. 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- c. 1年以上1年6か月未満 約定利率×25%
- d. 1年6か月以上2年未満 約定利率×30%
- e. 2年以上2年6か月未満 約定利率×45%
- f. 2年6か月以上3年未満 約定利率×60%

(4). この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

以 上
(令和7年7月1日現在)

定期積金規定

- 「定期積金」のお取引については、本規定によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和8年2月2日公表)

1. (掛金の払込み)

定期積金（以下「この積金」といいます。）は通帳（証書）記載の払込日に掛金を払込ください。払込のときは必ず通帳（証書）をお差出してください。

2. (証券類の受入れ)

- 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。
- 受け入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は通帳（証書）の当該払込み記載を取消したうえで、当店で返却します。

3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

4. (払込みの遅延)

この積金の払込が遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。

この場合、遅延日数は、年60日以上のものでします。

なお、満期日を繰延べしない場合には、通帳（証書）記載の利回（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この積金は、第10条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第10条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

6. (給付補填金等の計算)

(1) この積金の補填金は、通帳（証書）記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときはつぎにより利息相当額を計算します。

- この積金の契約期間中に通帳（証書）記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
- 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第9条第2項の規定により解約をするときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
- この計算の単位は100円とします。

7. (先払割引金の計算表)

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳（証書）記載の利回に準じて満期日に計算します。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

8. (満期日以後の利息)

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

9. (取引の制限等)

- 当金庫は、積金契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。積金契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- 日本国籍を保有せずに本邦に居住している積金契約者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定の方法により届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、払戻

し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (3). 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する積金契約者の回答、具体的な取引の内容、積金契約者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4). 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、積金契約者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

10. (解約)

- (1). この積金を解約するときは、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当店に提出してください。
- (2). 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの積金取引を停止し、または積金契約者に通知することにより、この積金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①. この積金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または積金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②. この積金の積金契約者が第16条に違反した場合
 - ③. この積金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④. この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤. 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、積金契約者について確認した事項および第9条第1項に定める積金契約者情報等の各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
 - ⑥. 第9条第1項から第3項に定める取引等の制限に係わる事象が1年以上に亘って解消されない場合
 - ⑦. 前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (3). 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。
 - ①. 積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②. 積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他本号AからEに準ずる者
 - ③. 積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他本号AからDに準ずる行為
- (3). 前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。この場合当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (4). 前項の解約手続きに加え、当該積金の解約手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続きを行いません。

11. (届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等)

- (1). 証書（通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所在留資格および在留期間、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2). 前項の印章、名称、住所、住所在留資格および在留期間、その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

- (3). 通帳（証書）または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは通帳（証書）の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4). 積金口座の開設等の際には、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行います。積金口座の開設後も、この積金の取引にあたり、当金庫は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。

12.（成年後見人等の届出）

- (1). 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合は、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、積金契約者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届けください。
- (2). 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに書面によって任意後見人の氏名その他の必要な事項を届出てください。
- (3). すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4). 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によってお届けください。
- (5). 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

13.（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、積金契約者が通知または送付書類を受領しないなど、責任を負わなければならない事由により延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

14.（印鑑照合）

通帳（証書）、当金庫所定の払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、積金契約者は、盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な解約による払戻しの額について、次条により補てんを請求することができます。

15.（盗難通帳（証書）を用いた解約による払戻し等）

- (1). 盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な解約による払戻し（以下本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、積金契約者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①. 通帳（証書）の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ②. 当金庫の調査に対し、積金契約者より十分な説明が行われていること
 - ③. 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2). 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが積金契約者の故意による場合を除き、当金庫は当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを積金契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる給付補填金等に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび積金契約者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
- (3). 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当金庫への通知が、この通帳（証書）が盗取された日（通帳（証書）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳（証書）を用いて不正な解約による払戻しが行われた日。）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4). 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ①. 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが積金契約者の重大な過失により行われたこと
 - B. 積金契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 積金契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②. 通帳（証書）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5). 当金庫が該当積金について積金契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。積金契約者が当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受け

た場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6). 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7). 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときには、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳(証書)により不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して積金契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

16. (譲渡、質入れの禁止)

この積金、積金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

17. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

- (1). この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この積金に、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2). 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①. 相殺通知は書面によるものとします。通帳(証書)は届出印を押印して通知と同様に当金庫に提出してください。
 - ②. 複数の借入金等の債務(積金契約者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で積金契約者が保証人になっているもの)がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺するものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、積金契約者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③. 前号の充當の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ④. 第2号による指定により、債務保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3). 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。
 - ①. この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利息は約定年利回を適用するものとします。
 - ②. 借入金等の債務の利息、割引料、遅滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4). 第1項により相殺する場合の外国為替相場について当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5). 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (規定の変更)

- (1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2). 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(令和8年10月1日現在)

代金取立規定

・代金取立に関連するお取引については、本規定によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和8年2月2日公表)

1. (取扱証券類)

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、令和8年9月30日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。

2. (要件の補充等)

- (1). 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (2). 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (3). 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

3. (手数料等)

- (1). 代金取立の受託にあたっては、当金庫所定の代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組戻し（返却）、不渡返却があった場合または店頭呈示を要した場合には、その手数料を別途にいただきます。
- (2). 特別な依頼により要した費用は、別途にいただきます。

4. (発送)

証券類の取立を当金庫の他の本支店または他の金融機関に委託して行なう場合には、当金庫が適当と認める時期、方法により発送します。

5. (引受けのない手形等の取扱い)

- (1). 引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するとともに、引受けおよび支払いのための呈示をする義務を負いません。
- (2). 手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。

6. (取立代金の入金)

- (1). 手形のうち支払期日までに当金庫所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当金庫が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の金融機関相互間における不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。
- (2). 「期日入金手形」以外の証券類については、金融機関相互間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。

7. (証券類の不渡り)

- (1). 証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落します。
- (2). 不渡りとなった証券類は当店で返却しますから、当金庫所定の受領証に届出印を押印して提出してください。
- (3). 前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続をします。

8. (証券類の組戻し)

- (1). 証券類の組戻し（返却）を依頼する場合には、支払期日の前日までに当金庫所定の返却依頼書に届出印を押印して提出してください。
- (2). 組戻し（返却）をした証券類は当店で返却しますから、当金庫所定の受領証に届出印を押印して提出してください。

9. (証券類の喪失、通信の遅延等)

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害につ

いても同様とします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

代金取立の委託にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

11. (規定の変更)

- (1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2). 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上
(令和8年10月1日現在)